

令和 7 年度脱炭素社会の実現に向けた「再エネ 100%北九州 都市圏域モデル」推進補助金に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、環境省が定める「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（環境省実施要領）」及び「脱炭素社会の実現に向けた「再エネ 100%北九州都市圏域モデル」推進補助金（地域脱炭素移行・再エネ推進補助金）交付要綱（本件要綱）」に基づき、当該補助金を交付するに当たって実施する、公募型プロポーザル方式による候補者の選定（以下「本件プロポーザル」という。）に必要な手続きを定めるものとする。

2 事業の概要

- (1) 名称 第三者所有モデル太陽光発電設備等導入事業
- (2) 内容 別紙「第三者所有モデル太陽光発電設備導入事業仕様書」のとおり。
ただし、環境省実施要領に記載の要件を満たしているものであること。
- (3) 場所 水巻町立猪熊小学校
水巻町立頃末小学校
水巻町立吉田小学校
水巻町立水巻南中学校
- (4) 履行期限 令和 8 年 2 月 20 日
※電力供給開始をもって履行完了とする。

3 補助対象経費

「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領」に記載の経費。なお、当該事業費に係る消費税及び仕入控除税額を除く。

4 補助金の額

上限額を 66,278 千円とし、太陽光発電設備は補助対象経費の 2/3 以内、蓄電池は補助対象経費の 3/4 以内の額とする。

5 選定・評価方式

- (1) 選定方式 公募型プロポーザル方式
- (2) 評価方式 提案書、プレゼンテーション及び電力販売契約単価見積価格による総合評価方式

※プロポーザル参加者が 1 事業者である場合においても、上記方式による評価を行う。なお、選考の結果、提案が一定の基準に満たないと判断された場合には、候補

者の決定を行わない場合がある。

6 参加資格

次に掲げる要件を原則としてすべて満たす者であること。

- (1) 福岡県内に本社、支社、営業所等を有する小売電気事業者とし、迅速な連絡調整と対応が可能であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、国又は地方公共団体の一般競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 役員等が禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者が含まれていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 応募書類提出時点で、国又は地方公共団体の指名停止又は指名除外の措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する団体（以下「暴力団」という。）でないこと又は役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）が、同条第 6 号に規定する暴力団の構成員（構成員とみなされる場合を含む。）でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にあり、事実上の運営に影響が及んでいない。（暴力団の利益となる活動を行うことを含む。）
- (7) 直近 3 年間の国税（法人税及び消費税）、本店所在地の都道府県税（法人都道府県民税及び地方消費税）及び本店所在地の市町村税（法人市町村民税、固定資産税及び都市計画税）を滞納していないこと。
- (8) 他に応募している法人と、主たる役員が重複していないこと。

7 欠格事由

- (1) 契約締結までの間に上記に規定する参加資格を有しなくなった場合
- (2) 申込みに必要な書類の記載事項が虚偽であることが判明した場合
- (3) 申込期間内に申込みに必要な資料を提出しなかった場合
- (4) 公正な計画提案や審査を妨げ、若しくは不正の利益を得るために連合したと認められる場合
- (5) その他、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

8 資料提供

次の資料を提供するものとする。「9 対象施設の資料の貸与」の記載に従って貸与の申込をすること。

- (1) 施設ごとの電力使用量 (30 分デマンド値)
- (2) 配置図
- (3) 平面図
- (4) 構造計算書等 (一部閲覧のみ)

9 対象施設の資料の貸与

本提案公募に参加を希望する者で、対象施設の資料データ (施設ごとの電力使用量、配置図、平面図、構造計算書等) の貸与を希望する者は、以下の手続きにより、資料データを格納した DVD ディスク (以下「DVD」という。) の貸与を受けることができるものとする。

なお、貸与された資料を適切に保管するとともに、貸与資料及びそれにより知り得た情報について、開示、発表、公開、利用、複写、漏えい及び本事業目的以外での使用をしないこと。また、貸与資料の返却までに事業者内で活用した貸与資料は適切にデータ消去し廃棄すること。

(1) 貸与の申込について

貸与希望日 (下記(2)の受取期間内に限る。) の前日までに、メールにて貸与希望日を記載し財政課管財係 (kanzai@town.mizumaki.lg.jp) まで申込をすること。その際タイトルは、「【企業名】水巻町脱炭素推進補助金候補者公募に関する資料貸与の申込」とすること。

なお、資料の貸与は1事業者につき、1回限りとする。

※メール受信の連絡は行わないため、受信の確認が必要な場合は電話連絡すること。

(2) 貸与資料の受取について

上記(1)で申し込んだ貸与希望日の 9 時から 17 時までに財政課管財係において DVD を受け取ること。

受取期間：令和7年5月28日(水)から6月3日(火)まで

ただし、水巻町役場の閉庁日を除く。

(3) 資料の貸与期限について

資料の貸与は、「11 審査の実施」により実施するプレゼンテーションの当日まで貸与可とする。

(4) 資料の返却について

持参又は送付 (信書便) により DVD を財政課管財係まで返却すること。ただし、持参の場合は、水巻町役場の閉庁日を除く各日9時から17時までとし、送付の場合

は上記(3)の期間内必着とし、必ず郵便追跡サービスが使用できる方法を用いること。

10 応募の手続き

(1) 応募にかかる質問事項

[受付期間] 令和 7 年 5 月 26 日 (月) ～6 月 4 日 (水) 17 時

[質問方法] 財政課管財係に電子メールにて「(様式 7) 質問書」を提出

※件名を「水巻町脱炭素推進補助金に係る質問」とすること。

提出先 MAIL : kanzai@town.mizumaki.lg.jp

水巻町役場 財政課 管財係

※メール受信の連絡は行わないため、受信の確認が必要な場合は電話連絡すること。

[回答期限] 令和 7 年 6 月 5 (木) 17 時

[回答方法] 水巻町ホームページ上に回答を公開することとし、個別の回答は行わない。

(2) 現地確認の申込

[現地確認を許可する場所]

- ・水巻町立猪熊小学校
- ・水巻町立頃末小学校
- ・水巻町立吉田小学校
- ・水巻町立水巻南中学校

[現地確認の実施期間] 令和 7 年 5 月 28 日 (水) ～6 月 3 日 (火)

[受付期間] 令和 7 年 5 月 26 日 (月) ～6 月 2 日 (月) 17 時

[受付方法] 産業環境課環境係 (kankyo@town.mizumaki.lg.jp) に電子メールにて「(様式 8) 現地確認申込書」を提出

[現地確認の日時指定] 申込書提出の翌日以降の日時を環境係が指定し、電子メールにて通知する。

[現地確認に係る留意事項]

- ・現地確認を許可する場所以外の撮影を禁止する。
- ・現地確認により知り得た情報は、本プロポーザル参加の目的以外に使用することを禁止する。
- ・現地確認できる回数は 1 回とし、参加人数は 5 人までとする。
- ・現地確認時に質疑が生じた場合は、(様式 7) 質問書を提出期限までに電子メールで財政課管財係 (kanzai@town.mizumaki.lg.jp) に提出すること。
※メール受信の連絡は行わないため、受信の確認が必要な場合は電話連絡すること。

(3) 参加申込

[申込期間] 令和 7 年 5 月 26 日 (月) ～6 月 6 日 (金)

※受付時間：平日 9 時から 17 時まで

※郵送での申込の場合は、令和 7 年 6 月 6 日 (金) 17 時必着とする。

※郵送事故での期限の超過は認めない。

[申込方法]財政課管財係に持参又は郵送にて提出

提出先 〒807-8501

福岡県遠賀郡水巻町頃末北一丁目1番1号

水巻町役場 財政課 管財係

[提出書類 (各 1 部)] 当町指定様式以外のものについては、全て写しでも可とする。ただし、⑦～⑧については、今年度、水巻町指名競争入札参加者の資格等の決定に関する規則で規定する有資格者名簿に登録されているものについては、省略することができる。

- ①参加申込書 (様式 1)
- ②誓約書 (様式 2)
- ③役員名簿一覧 (様式 3)
- ④事業者概要書 (様式 4)
- ⑤実績調書 (様式 5)
- ⑥事業実施体制表 (様式 6)
- ⑦法人登記簿謄本 (応募申込日 3 カ月以内に発行されたもの・コピー可)
- ⑧印鑑証明書 (応募申込日 3 カ月以内に発行されたもの・コピー可)
- ⑨最新年度分の法人税・法人住民税 (市町村民税法人分) 納税証明書 (コピー可)、消費税及び地方消費税納税証明書 (その 3 の 3) (コピー可)

(4) 提案書の提出

別紙「第三者所有モデル太陽光発電設備導入事業仕様書」に基づき、本事業の目的に沿った提案を作成すること。

[提案内容]

- ① 導入設備の内容 (設備容量、自家消費率等を含む)
- ② 余剰電力の脱炭素先行地域 (北九州都市圏域 18 市町) 内での活用方法
- ③ 業務、工事実施体制
- ④ 風水害などの対策
- ⑤ その他提案事項

[提案書作成における注意事項]

- ① 提案は考え方や実現イメージを文章や図表等を用いて簡潔に記述すること。
- ② 表紙及び目次を付し、以降のページ下の中央にページ番号を印字すること。表紙及び目次を除いて 20 ページ以内にまとめること。
- ③ A4 版のファイルに綴じること。A3 版の大きさのものは、A4 版に折って綴じ込むこと。なお、使用する用紙の縦横は問わない。(A3 使用の場合、1 枚あたり 2 ページで換算する)

[提出期間] 令和 7 年 6 月 11 日 (水) ~18 日 (水)

※受付時間：平日 9 時から 17 時まで

[提出方法] 財政課管財係に持参または郵送にて提出

※郵送での申込の場合は、令和 7 年 6 月 18 日 (水) 17 時必着とする。

※郵送事故での期限の超過は認めない。

[提出書類]

(様式 9) 提案書等の提出について 1 部

(様式自由) 提案書 7 部

(様式 10) 事業費見積書 1 部

(様式 11) 電力販売契約単価見積書 1 部

11 審査の実施

別紙「審査基準表」に基づき、町が定める委員により組織された脱炭素社会の実現に向けた水巻町脱炭素推進補助金候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査を行い、点数が最も高い候補者に選定する。ただし、全委員の平均得点が 6 割未満の場合は、要求水準を満たしていないと判断し、候補者とししない。また、審査は提案書に基づくプレゼンテーションにより決定する。

なお、提案者が 1 事業者の場合であっても、審査を行い、候補者として選定するか否かを決定する。

[実施日] 令和 7 年 6 月 26 日 (木) 予定

[場所] 水巻町役場庁舎内

[順番] 参加申込書提出順

※プレゼンテーション実施日時については、提案書提出期限後に参加者へ通知する。

[割当時間] 20 分以内

[質疑応答] 10 分程度

[出席人数] 1 事業者あたり 3 名以内

[審査方法] 審査基準における採点

※採点の結果同点となった場合は電力販売契約単価がより安価な方に決定する。

[結果通知日] 令和 7 年 7 月 1 日 (火) 予定

[通知方法] 全ての提案者に対して、審査結果通知書により通知するものとする。

[注意事項]

ア 提案書に基づいたプレゼンテーションとすること。

イ プレゼンテーションソフトを使用する場合は、Microsoft PowerPoint を使用すること。(困難な場合は PDF ファイルでも可とする。)

ウ スクリーンは本町にて用意する。その他必要な機材がある場合は各自にて用意する

こと。

[その他] 場所、日時などの詳細については、別途参加者に電子メール又は文書にて通知する。

12 本件補助金の申請及び決定、電力供給等の契約

(1) 本件プロポーザルにおける 1 位事業者を本補助金交付の候補者として交渉を行う。なお、辞退その他の理由で交付決定できない場合は、次点の事業者と交渉を行う。

(2) 最終的な事業内容及び金額については、予定事業者と本町の間で提案内容等を確認し、実際の事業について精査・調整のうえ、環境省実施要領及び本件要綱に基づき最終的な事業内容・金額を確定する。

※提案内容及び見積書の提出をもって直ちに交付決定を行うものではない。

(3) 提案資料及び提案内容については、見積金額内で実施できることを確約したものとみなす。

13 契約までのスケジュール (予定)

内容	期間等
公示	5月26日(月)
質問受付期間	5月26日(月)～6月4日(水)17時
質問回答期限	6月5日(木)17時
現地確認受付期間	5月26日(月)～6月2日(月)17時
現地確認期間	5月28日(水)～6月3日(火)
資料貸与受付期間	5月26日(月)～6月2日(月)17時
貸与資料受取期間	5月28日(水)～6月3日(火)17時
参加申込期間	5月26日(月)～6月6日(金)17時
提案書等の提出期間	6月11日(水)～18日(水)17時
プレゼンテーション審査開始案内	6月19日(木)※予定
プレゼンテーション審査実施	6月26日(木)※予定
プレゼンテーション審査結果通知	7月1日(火)※予定
契約協議及び契約	7月1日(火)以降

※事前説明会は開催しない。

※参加申込後に辞退する場合は、6月18日(水)17時までに書面にて財政課管財係に申し出ること。(様式自由)

14 その他留意事項

- (1) 本件プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類はすべて返却しない。
- (3) 提案書の著作権は、提出者に帰属する。但し、本町が本件プロポーザルの審査及び議会報告等で必要と判断した場合は、提案書及び添付書類の複製の作成及び内容を無断・無償で使用できるものとする。
- (4) 提出書類の差し替え・再提出は提出期限までであれば認める。
- (5) 本件プロポーザルにかかる情報開示請求があった場合は、提出書類を公開する場合がある。
- (6) 提案書に虚偽の記載をした場合には、提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (7) 本件プロポーザルの審査経過・結果に関する問い合わせには応じない。
- (8) 選定委員会に関する情報は非公開とする。

以上